

学校いじめ防止基本方針

今治市立近見中学校
令和8年4月6日改定

1【いじめの防止等のための対策に関する基本理念】

いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、また、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目的として行う。そして、全ての生徒がいじめは決して許されない行為であることを十分に理解し、いじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように積極的な取組を進める。

そのため、子どもを取り囲む大人一人一人が、いじめから子どもを守り、いじめを許さない子どもを育てるため、それぞれの役割と責任を自覚し、学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携と協力の下、地域総がかりでいじめの問題を克服することを目指して行う。

2【学校が設置する組織】

近見中学校いじめ防止対策委員会

<構成員>

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、
人権・同和教育主任、養護教諭、学年
主任、学年生徒指導担当、学級担任、
学校運営協議会

重大事態等への対処のための組織

<構成員>

P T A会長、学校運営協議会
スクールカウンセラー、民生・児童
委員、近見地区青少年補導委員
いじめ不登校対策支援員

<役割>

- いじめの未然防止のための環境づくり
- いじめの相談・通報の窓口、いじめに関わる情報の収集、記録、共有
- 緊急会議の開催、事実関係の把握、判断
- 被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、年間計画の作成
- 校内研修を企画し、計画的に実施
- 学校いじめ防止基本方針が適切に機能しているかの点検、見直し等のP D C Aサイクルの実行
- 重大事態への対処

<外部専門家>

<関係機関等>

今治市教育委員会
今治市ネウボラ推進課
今治市生活支援課
今治市適応指導教室
発達支援センター
今治警察署
愛媛県福祉総合支援センター

3【未然防止のための取組】

- 学年・学級経営の充実
- 人権・同和教育、道德教育の充実
- 体験活動の充実
- 生徒の主体的な活動の充実（いじめS T O P集会・いじめノックアウト集会）
- 分かる授業づくり
- インターネットを通じて行われるいじめに対する対策（スマホ安全教室）
- 教職員の研修の充実
- 学校相互間の連携協力体制の整備（近見中校区3校生徒指導連絡会）

4【早期発見のための取組】

- 相談体制の整備と充実
- 生徒についての教職員の共通理解、早期発見のための研修
- 日記指導、相談活動の充実
- 声掛け、見守り活動の充実
- アンケート等調査の実施と活用（ジブンミカタプログラム・学校生活アンケート）
- いじめ・不登校対策特別部会との連携
- 地域及び関係機関との連携

5【いじめに対する措置・対応】※ 重大事態を含む

- 事実確認と実態把握
いじめと疑われる行為を発見した際には、直ちに事実確認を行うとともに、必要に応じてアンケート調査、聞き取り調査、個人面談、保護者面談等を行う。
- 情報共有と組織的な対応
教職員は一人で抱え込まず、いじめ防止対策委員会において情報の共有と組織的な対策を講じる。
- いじめを受けた生徒への支援、保護者への説明・支援
いじめ被害生徒の心身の安全を最優先に考え、弾力的措置を講じて、心のケアに努める。また、確実な情報を保護者に伝え、今後の対応を協議する。
- いじめを行った生徒への指導・支援、保護者への説明・支援
いじめ加害生徒との面談を行い、事実関係を聴取し、再発を防止する指導及び措置を行う。また、保護者とも面談を行い、今後の対応を協議する。
- 関係機関との連携
犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、速やかに今治市教育委員会及び今治警察署等と連携して対処する。
- その後の対応
いじめが解消している状態に至った場合でも、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえて、日常的に生徒の様子を注意深く観察し、再発防止に努める。
- 重大事態への対処
 - ・ 重大事態の疑いが生じた場合、教育委員会に重大事態の発生を報告する。
 - ・ 教育委員会の指導・助言の下、学校に調査組織を設置する。
 - ・ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ・ いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ・ 調査結果を教育委員会に報告する。
 - ・ 調査結果を踏まえた必要な処置をする。

6【家庭や地域に協力を求めること】

家庭に求めること

- 規範意識の醸成
- 自他の命を大切にする心と態度の育成
- 子どものサインに気付ける関係づくりとコミュニケーション
- SNS等の安全で正しい利用法の指導

地域に求めること

- 子どもたちの見守りと温かい声掛け
- いじめやしてはいけない行為を見掛けた時に、注意と家庭・学校への連絡
- 時と場に応じた言動の指導

7 【いじめ防止対策年間計画】

月 内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
いじめ防止対策委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
心のアンケート	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
教育相談		○		○			○		○		○	
家庭訪問、個別懇談	○			○					○		○	○
校内研修、職員研修	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
保護者アンケート									○			
学校評価									○			